

監査報告書

令和 4年 6月 1日

社会福祉法人王慈福社会
理事長 胡谷 直 殿

監事

小橋 仙敬 

監事

中村 寛人 

私たち監事は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの令和3年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該会計年度に係る事業報告等（事業報告及びその附属明細書）について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録について検討いたしました。

2 監査意見

① 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告等は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

② 計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。

合意された手続実施結果報告書

令和4年5月30日

社会福祉法人 王慈福社会

理事長 殿

公認会計士 小 野 和 倫



私は、社会福祉法人 王慈福社会(以下「法人」という。)からの依頼に基づき、法人との間で合意された下記手続を実施した。なお、この合意された手続は、法人の下記勘定科目のみを対象としている。

私は、「公認会計士が行う保証業務に関するフレームワーク(試案)ー合意された手続」(平成16年7月6日 日本会計士協会)に準拠して手続を実施した。

実施した手続及び結果は以下のとおりである。

勘定科目	手 続	結 果
現金	特定月残高に関する実査	3月末残高について実施した結果、現金有高と現金出納簿残高は一致した。
	年度末貸借対照表内訳表と現金出納簿残高の照合	貸借対照表内訳表と現金出納簿残高は一致した。
預金	年度末を基準日とした金融機関残高確認	貸借対照表内訳表と銀行回答額は一致した。
事業未収金	前期比較と増減内容の分析	法人全体の増加は主として、琴浦中保育園の減少である。※1
仮払金	前期比較と増減内容の分析	当期は残高はない。
固定資産	年度末貸借対照表内訳表と固定資産内訳表の残高の照合	貸借対照表内訳表と固定資産管理台帳残高は一致した。
	一部の固定資産について増減取引の検討	当期増加は、取得価格と証拠書類に一致した。 当期増加は、換気設備の購入等である。
	一部の固定資産について減価償却費の検討	固定資産台帳により減価償却の検算を行った。
借入金	年度末を基準日とした金融機関残高確認	貸借対照表内訳表と銀行回答額は、一致した。
未払金	前期比較と増減内容の分析	著しい増減はなかった。
仮受金	前期比較と増減内容の分析	当期残高はない。今後の利用料を事前に預っているもの。

賞与引当金	計上額と賞与引当金計算資料の照合	計上額と賞与引当金計算資料は一致した。
	一部の職員について引当額の検討	引当額と再計算結果は一致した。
退職給与引当金	計上額と岡山県社会福祉協議会の掛金累計額及び民保連の拠出金累計額資料との照合	計上額と累計額は一致した。
国庫補助金等特別積立金	計上額と固定資産管理台帳における国庫補助金等の額との照合	計上額と固定資産管理台帳記載額は一致した。
介護報酬収入	特養王慈園事業における介護報酬収入について、令和3年6月計上額及び年度末未収計上額と介護給付費等支払決定額通知書との照合	問題点はなかった。
	特養王慈園事業について、介護給付費明細書に基づく利用料等(利用者負担)の集計表の年間累計額と元帳累計額との照合、月次推移の異常な変動の有無を検討	問題点はなかった。
基本食事サービス料収入	特養王慈園事業における食費収益及び居住費収益について、令和3年6月の計上額及び年度末未収計上額と介護給付費等支払決定額通知書との照合	問題点はなかった。
	特養王慈園事業について、介護給付費明細書に基づく食費収益及び居住費収益(各々本人負担分)の集計表の年間累計額と元帳累計額との照合、月次推移の異常な変動の有無を検討	問題点はなかった。
利用料収入	王慈療護園事業における介護給付費収益及び特定障害者特別給付費収益について、令和3年6月計上額及び年度末未収計上額と障害福祉サービス費等支払決定額通知書との照合	問題点はなかった。
	王慈療護園事業における利用者負担金収益について、月別利用者負担額内訳表を集計し、当該年間累計額と元帳累計額との照合、前期比較と増減内容の分析	問題点はなかった。

勘定科目	手 続	結 果
人件費支出	前期比較と増減内容の分析	※2
	一部の事業における職員俸給の特定月計上分について、総勘定元帳、支給総括表等の照会	総勘定元帳、支給総括表及び給与明細表の照会箇所は一致した。
事務費支出	前期比較と増減内容の分析	前期比著しい増減はないが、水道光熱費及び燃料費の増加が目立っている。
	一部取引について証憑突合	計上額と請求書記載金額は一致した。

注記

※1 事業未収金

(単位：円)

事業未収金	当年度末 (円)	前年度末 (円)	増減
法人合計	228, 837, 801	239, 627, 249	△10, 789, 448
うち琴浦中保育園	3, 219, 698	13, 674, 855	△10, 455, 157

【減少の主な要因】

委託費収益のうち、前年度において精算が翌年度に繰り越された

「3歳児配置改善加算」 1, 341, 150 円

「チーム保育加算」 6, 308, 880 円

「栄養士加算」 710, 950 円

について、当年度は年度内に精算されたため、当年度末事業未収金残高に含まれていない。

※2 人件費

人件費については、当期の夏及び冬の賞与は前年より減額しているにもかかわらず人件費総額は対前年比26百万円増加している。これは職員数の増加によるものと考えられる。

平均職員数はR2年度が313.9人、R3年度が320.2人と7名弱の増員となっている。

(注) この報告書は法人の別紙に掲げる各事業における会計管理体制及び会計組織が別紙に掲げる法令及び関連する厚生労働省通知に従って整備されているかどうかを判断するためにのみ法人のために作成されたものである。他のいかなる目的にも使用してはならず、法人以外への配布もしてはならない。なお、上記手続は、一般に公正妥当と認められる監査の基準又はレビュー基準に準拠するものではない。また、この報告書は法人の全体としてのいかなる計算書類にも言及するものではなく、上記勘定科目について、いかなる意見の表明も、また保証も提供するものではない。

法人と私との間には、公認会計士法の規定に準じて記載すべき利害関係はない。

以 上

1. 事業

- ・ 法人本部拠点
- ・ 王慈園拠点
- ・ 蔵の家拠点
- ・ ロイヤルウィング拠点
- ・ 王慈療護園拠点
- ・ エンゼルくらぶ拠点
- ・ 琴浦中保育園拠点
- ・ 十王堂おうじ拠点
- ・ ベネヴィータ王慈拠点 (老人福祉サービス)
- ・ ベネヴィータ王慈拠点 (障がい福祉サービス)
- ・ ベネヴィータ王慈拠点 (障がい児通所支援)

2. 法令及び関連する厚生労働省通知

- ・ 社会福祉法人会計基準の制定について

(平成28年3月31日 厚生労働省令第79号)

個別問題事項

1. 前年度報告分の回収遅延事業未収金の回収状況について

(単位：円)

事業所等	利用者名	前年度末残高	摘 要
王慈園デイサービスセンター	永山仁士	46,818	令和3年5月25日までに回収済み
特別養護老人ホーム王慈園ユニット	山村ひとみ	206,684	
ケアハウスロイヤルウィング	川添綾子	181,731	
王慈療護園	裏川忠史	268,251	令和3年4月15日入金 163,172 同年6月18日入金 105,079 計 268,251 (全額回収)
十王堂おうじ	高田俊行	46,872	令和3年4月20日入金 6,500 同年4月27日入金 20,186 同年5月27日入金 20,186 計 46,872 (全額回収)

2. 当年度における回収遅滞事業未収金について

事業所等	利用者名	当年度末残高(円)	利用者負担金の内容	摘 要
王慈園ホームヘルパーステーション	増田益己	15,177	令和4年1月分から3月分	令和4年4月28日に全額入金済み。口座引落開始手続きに手間取ったため。
エンゼル	林数也	38,510	令和3年10月分から令和4年3月分	令和4年5月11日に全額入金済み
十王堂おうじ	高田俊行 高田明美	92,336 98,344	令和3年11月分から令和4年3月分	令和4年4月22日に17,400円入金。生活保護を受けているご夫妻である。生活扶助外の負担金が増えた11月分から、支払いが滞っている。保佐人より対応方法を検討すること。

十王堂おうじに係る法人の利用者数拡大方針もあるが、高田夫妻について、会計監査上、回収懸念債権が増えることは、決して望ましいことではない。

3. 前年度報告書に記載した、従業員貸付金について

当年度において「前払金」から「長期貸付金」に勘定科目を振り替えており、改善が認められた。

貸付金の返済について、平成3年11月までは合意どおり給与・賞与天引きの方法により実行されたが、従業員本人が病気による休職に入ったため、それ以後は中断してしまった。令和4年6月1日に復職予定である。

当年度の決算においては、1年以内に返済が見込まれる合理的な金額を計算できないため、「1年以内回収予定長期借入金」を計上していない。復職後は速やかに、当初予定通りの返済が再開できるのか、それとも見直しが必要なのかについて、改めて協議する必要がある。

翌年度の決算においては、合意した返済計画の内容に従い、「1年以内回収予定長期借入金」を計上すべきである。

4. 奨学金の貸与について

王慈福社会奨学金貸与規程に基づく奨学金貸与の実績は、下記の通りであるが、当該奨学金規程第18条に基づく、奨学生ごとの奨学金台帳は作成されていない。

(単位：円)

年度	奨学生氏名	貸与金額	勘定科目
平成30年度	ルーティータイントウイ	2,020,000	事務費一雑 支出一奨学 金貸与
	ホーティーホン	2,020,000	
	グエンバンチェン	2,020,000	
	計	6,060,000	
平成31年度	ダンコックヒエップ	2,020,000	
	フィトリアニ	2,020,000	
	計	4,040,000	
令和2年度	アニタナディアサリ	2,020,000	
	計	2,020,000	
令和3年度	イファ	1,010,000	長期貸付金 一奨学金貸 与
	インダ	1,010,000	
	カルキスニタ	1,010,000	
	計	3,030,000	

当該奨学金貸与規程第11条によると、当法人に採用され、5年又は3年を超えて法人の経営する施設に勤務した場合、貸与を受けた奨学金の返済を免除される。他方、同規程第12条によると、各種資格取得のための養成校を退学、除籍した場合又は卒業が不可能となった場合、養成校を卒業後、当法人に就職しなった場合等、一定の事由に該当する場合には、当該事由が生じた日の属する月の翌月から、貸与期間の5倍に相当する期間内に、月賦又は半年賦による均等割(一括も可)をもって返済しなければならない。貸与時点では、返済の要否が未確定であるため、当年度以降は、その確定の時点まで長期貸付金として処理すべきである。

また、同規程第7条に定める奨学金消費貸借契約書(様式第5号)では、返済条件についての記述が必ずしも明確ではないため、返済義務が明らかとなった場合には改めて、具体的な返済条件を定めた書面を作成すべきである。